

広報広聴課長様

財政課長

## 審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県県民視点の成果重視政策マネジメント推進会議		
事務局（担当課）	総務部 行財政推進局 財政課 (担当) 山田 朋世 (内線) 2193		
設置根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 愛媛県県民視点の成果重視政策マネジメント推進会議開催要綱		
設置年月日	令和6年5月28日		
審議会・検討会等の内容	専門的知見を有する外部有識者により、成果重視政策マネジメントの有効性に関する必要な調査の実施や、制度改善に向けた助言をいただき、マネジメントの客観性・公平性を担保しつつ、県政における政策論議、経営判断を支援する。		
公開・非公開決定（予定）日 (決定した会議開催日等)	令和7年11月13日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 全部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開		
公開・非公開に 係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有 (名称) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由		非公開規定
摘要			
	報告日		令和7年11月13日

- 注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）
- 2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。
- 3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。
- また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。
- 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。